

(令和6年1月時点)

マイナ保険証をご利用ください

ー本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなりますー

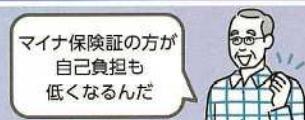
お知らせ

マイナ保険証を使うメリット



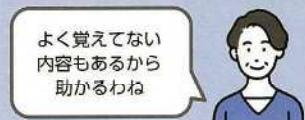
① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で貯われている医療費を**20円節約**でき、自己負担も低くなります。



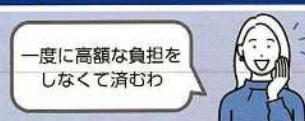
② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、**身体の状態や他の病気を推測**して治療に役立てるることができます。また、**お薬の飲み合わせや分量を調整**することもできます。



③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、**高額療養費制度**における**限度額を超える支払が免除**されます。



*保険料の滞納がある世帯の方は、マイナ受付でのオンライン確認ができない場合があります。その場合は、医療機関等の窓口に限度額適用認定証を提示してください。

- ・本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降も、**保険証に記載の有効期限まで**使用可能です。
- ・本年12月2日以降、現行の保険証もマイナ保険証も保有していない方には、申請いただくことなく**「資格確認書」**が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。

マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問合せはこちら



0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日: 9時30分~20時00分 土日祝: 9時30分~17時30分

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



よくあるご質問

マイナンバーカードは安全なの?

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違うと機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの?

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



どうやって受付するの?

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



ひとくらし、みんなのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

◀ 詳しくはマイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください

郵送での手続きをご利用ください

窓口での待ち時間の緩和や混雑の解消のため、次の手続きが郵送でできるようになりました。

- 国民健康保険の加入・脱退など資格に関する届け出
- 保険証の再交付申請
- 限度額適用認定証(標準負担額減額認定証)の交付申請
- 医療費通知の再交付申請

申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。

郵送で手続きをされる場合は、事前に住所地の区役所国保年金課へ電話でお問い合わせください。

また、高額療養費の支給申請について、支給見込額のある方へ「高額療養費支給申請書兼申立書」(封書)を郵送しています。

必要事項を記入の上、同封の封筒でご返送いただければ、窓口での申請は必要ありません。

 医療費や保険料の還付などで、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話にはご注意ください。

